

**手話言語で団結しよう！
「Sign Language Unit Us！」**

毎年9月23日は「手話言語の国際デー」です。2017年12月19日に国連総会で決議されました。決議文には「手話言語が音声言語と対等である」「ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進すること」とされています。

つまり「世界中のみんなで、手話やろう者のことを考えよう！」という日です。

毎年テーマが決められており、2022年のテーマは「手話言語で団結しよう！（「Sign Language Unit Us！」）」です。

また、9月の最終週は「国際ろう者週間」です。期間中は世界中のろうコミュニティが様々な活動をしています。詳細は全日本ろうあ連盟のHPで見ることができます。



令和4年 秋の全国交通安全運動



スローガン
**自転車も
ルールを守る
ドライバー**
9月21日(水)～
9月30日(金)

宮古島市
交通安全推進協議会

広
告

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社)沖縄県シルバー人材センター連合

会員募集中 !!
60歳からの
新しいステージへ
毎月入会説明会実施中！ お問合せ下さい
(公社)宮古島市シルバー人材センター
TEL(0980)72-8495

**エコアイランド推進課からの
お知らせ**

せんねん祭 出場者 エントリー受付中！

令和5年2月開催予定の「せんねん祭」への出場者を募集します。

せんねん祭とは：「千年先の、未来へ。」
私たちが暮らす宮古の持続可能な未来の実現に向けた市民のアイデアや企画を持ち寄り、賛同の声を集めて具体化させていくイベントです。

応募方法や注意事項など、詳しくは市HPをご確認ください▶



理想通貨のご紹介

「いいコトしたら、ちょっといいコト」がコンセプトの、エコ活動で手に入れることのできる地域クーポンです。制度開始から4年が経ちご協力店舗さんも現在43店舗となりました。ぜひ、サイトからチェックしていただくと幸いです。



エコアイランド宮古島公式サイト記事紹介！

カーボン・ニュートラルって？
宮古島市では、「2050年ゼロカーボンシティ宣言」を実施しています。また、国内外でも温暖化対策のために二酸化炭素の排出削減の動きが加速度的に進んでいます。そんなカーボンニュートラルについて紹介する記事となります。

問 エコアイランド推進課 ☎ 72-3751

夏休み 絵画コンクール

作品募集テーマ
大好きな島の風景 ～「千年先の、未来へ。」～
■応募対象 市内の小学生
■応募期間 7月20日(水)～9月16日(金)
■作品サイズ 四つ切りサイズまたは八つ切サイズの画用紙(271mm×283mm)
■応募方法 必要事項を記入の上、下記へ郵送または持ち込み。
■応募先・お問い合わせ
〒906-0507 宮古島市伊良部字佐和田 1727
みやこ下地島空港ターミナル ☎ 78-6365

マイナンバーカードのお知らせ

9月16日、25日に郵送申請受付を行います。

マイナンバーカードの申請を受付し、後日ご自宅宛に設定済みのマイナンバーカードをお送りします。

■日時 ①9月16日(金) 17:15～19:30
②9月25日(日) 9:00～12:00、13:00～16:00

■場所 市役所1階 市民課
■交付条件 マイナンバーの申請がまだの方で、本人の来庁が可能の方
■必要なもの 通知カード、身分証(運転免許証・保険証や離島割引カード)を2点、証明写真。

※通知カードを持っていない方は、免許証(パスポート)が必ず必要です。

詳細は宮古島市HPでご確認ください▶

問 市民課 窓口係 マイナンバー担当 ☎ 72-3751(代)



9月16日、25日
予約制で夜間・休日
交付を行います。

■日時 ①9月16日(金) 17:15～19:30
②9月25日(日) 9:00～12:00、13:00～16:00

■場所 市役所1階 市民課
■予約人数 ①先着27名 ②先着72名
■交付条件 マイナンバーカードの申請がお済みで本人の来庁が可能の方
■必要なもの はがき、通知カード(持っている方)、身分証(運転免許証等)
※運転免許証等がない方は、保険証や離島割引カード等の2点が必要です。

予約期間 ①9月1日(月)～9月16日(金) 15時まで
②9月1日(月)～9月22日(木) 15時まで
※予約期間内であっても枠が埋まり次第終了。

受付時間 平日 8:30～12:00、13:00～17:15

予約方法 下記へ電話にて予約

※予約状況は宮古島市HPから確認できます▼

問 市民課 窓口係 マイナンバー担当 ☎ 72-3751(代)

**給 住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金**

コロナの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

対象世帯 ①または②に当てはまる世帯

① 令和4年6月1日(基準日)において、世帯全員が令和4年度の住民税非課税の世帯

② ①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※①②いずれも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※令和3年度の住民税非課税世帯又は家計急変世帯として、既に給付金の支給を受けた世帯を除きます。

支給手続き

①に該当する世帯…

対象者世帯へ確認書を7月15日に発送しました。返送期限は10月17日までとなっていますので、同封の返信用封筒で期限までに返信してください。

※同一世帯に、令和4年度住民税が未申告の方や令和4年1月2日以降に宮古島市に転入された方がいる世帯など、世帯全員が非課税であるかがわからない世帯は申請が必要です。

支給対象者となる可能性がある世帯には、申請書を8月5日に発送していますので、同封の返信用封筒で10月31日までに返信してください。

②に該当する世帯…

申請書・申立書に必要な事項を記入して、添付書類(本人確認書類、振込先口座のわかる書類、収入額がわかる書類等)とともに福祉政策課臨時給付金担当に郵送又は直接窓口へ提出してください。提出期限は9月30日までです。

※申請書・申立書は市HPからダウンロード▼又は福祉政策課、各出張所にて配布。

支給額 1世帯あたり10万円

支給時期 受付から3週間程度

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×1.2倍)が市町村住民税均等割非課税相当限度額以下であることを指します。

問 福祉政策課 臨時給付金担当 ☎ 73-1981 (平日 8:30～12:00/13:00～17:15)